

「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.30 2011.4.28

【目次】

- 1 2011 年度研究会の概要
 - 2 2011 年度研究会の報告要旨
 - 3 事務局からの連絡
(1)研究会と懇親会への出欠 (2)会費納入のお願い
-

1 2011 年度研究会の概要

日時 2011 年 6 月 3 日 (金)

午前 11 時～ 運営委員会 (運営委員の方は昼食持参でご出席ください)

午後 1 時～ 事務総会 (会員の方はご出席ください)

午後 1 時 30 分～午後 6 時 00 分頃 研究会

その後 懇親会 (別会場)

場所 東京大学 (本郷キャンパス)

http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/map01_02_j.html

東洋文化研究所 3 階大会議室

http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_12_02_j.html

テーマ 「訴訟における裁判官の役割 当事者主義と職権探知主義」

プログラム

企画の趣旨説明

伊藤知義

「中国の刑事訴訟モデル」

河村有教 (海上保安大学校)

「中国の民事訴訟手続における法院の役割—当事者主義と職権探知主義の関係」

宇田川幸則 (名古屋大学)

「ロシアの民事訴訟における弁論主義と職権探知主義」

伊藤知義

コメンテーター：森勇 (中央大学法科大学院・民事訴訟法)

休憩

質疑応答

全体討論

2 2011 年度研究会の報告要旨

「中国の刑事訴訟モデル」

河村有教（海上保安大学校）

民事訴訟においては、審理対象とする争いの主張を当事者の自由に委ねる処分権主義のみならず、民事訴訟における「当事者主義」の一つのあらわれであり、事実・証拠の収集を当事者の権能と責任に委ねる弁論主義の原則がとられている。弁論主義の対義語として、事実・証拠を裁判所が探し出してくることを職権主義（職権探知主義・職権調査主義）という。本年度の研究総会の企画においては、訴訟手続における裁判所の役割を明らかにし、ロシア及び中国の民事訴訟における当事者主義と職権主義（職権探知主義）との関係について検討するものである。ロシア及び中国の民事訴訟のモデルについての伊藤報告、宇田川報告を受けて、本報告は、中国の刑事訴訟における裁判所の役割・機能をみながら、中国刑事手続の構造について考察したい。

「中国の民事訴訟手続における法院の役割—当事者主義と職権探知主義の関係」

宇田川幸則(名古屋大学)

中国における民事訴訟手続においては、解放区で行われていたいわゆる「馬錫五の裁判モデル」や計画経済体制の残滓（訴訟当事者の権利の軽視や過度な国家の関与等）等の影響から、1982年に公布された民事訴訟法（試行）で採用されていた訴訟モデルは「超職権主義」と呼ばれるほどの、きわめて強烈的な職権探知主義モデルが採用されていた。その後、改革開放政策の展開にともない、訴訟件数が爆発的に増加した。これを背景とし、1980年代中期から、法院は効率化を主眼とした「民事裁判方式の改革」に取り組むこととなった。その柱のひとつに、職権主義から当事者主義への訴訟モデルの転換が置かれていた。

1991年に公布された民事訴訟法では、この間の改革がひとつの成果をみたとされている。もともと、条文上は当事者主義に移行したかに見えたのではあるが、法院の職権による証拠の収集、調査等の余地が大きく残され、また当事者が積極的にこれらを利用したため、職権主義から当事者主義への移行は骨抜きにされたと評価されている（なお、この間のうごきについては、拙稿「中国における司法制度改革—裁判官法の制定と『裁判官の独立』を中心に—」社会体制と法2号39～53頁を参照されたい）。

その後、法院改革の主な柱が効率化から公正・公平にシフトしていき、当初の「民事裁判方式の改革」から「司法改革」へと司法全体の改革に発展していった。改革の進展にともない、単なる効率化だけではなく、手続の公正性の実現という文脈で法院の職権行使の制限が語られている。その結果、2002年の最高人民法院の証拠規則に関する司法解釈をはじめ、法院の職権による証拠収集・証拠調べを制限する規定がいくつか制定された。

しかし、他方で、和諧社会（調和の取れた社会）の提唱にともない、司法分野においても「和諧」が強調され、「人民の満足する司法」が重視されるようになってきた。その結果、近時は判決による紛争解決ではなく、調解（調停・和解）による紛争解決が重視されるという、いわば馬錫五時代への回帰ともとれるよううごきが生じている。しかも民事訴訟手続のあらゆる段階で法院が当事者に調解を勧めるという力の入れようで、見方によれば職権主義から当事者主義への移行とは真逆のうごきが生じているともいえる。また、このような背景から、近時の中国の学界においては、職権主義と当事者主義の長所を取り合わせた結合主義、ドイツ民事訴訟上のいわゆる協同主義（Kooperationsmaxime）等、当事者主義以外のモデルが提示される場合も少なくない。

本報告では、以上のようなうごきの分析をつうじて、中国の民事訴訟手続における法院の役割について検討を行いたい。

「ロシアの民事訴訟における弁論主義と職権探知主義」

伊藤知義（中央大学）

西欧の裁判制度においては、裁判官はスポーツの審判と同じ役割を期待される。ルールに従って、プレーヤーが行った行為を評価して、勝敗を決める。スポーツにおいて正しい勝敗（結果）というものがないのと同様、裁判においても（内容的に）正しい判決というものはない。裁判官が、「正しい」判決を下すために、当事者の意向に反してその権利義務を認定したり、自ら証拠を収集してそれを根拠に判断を下したりすることは基本的に許されない。これと異なり、既存現存の社会主義諸国の中には、裁判官が中立的な審判としてではなく、実質的な正義の発見者・実現者として機能することを要求される制度があった（ある）とされる。

本報告では、ロシアの民事裁判を舞台として、裁判官に期待される役割が社会主義時代と現在とで変わったのか、変わったとしたらどのように変わったのか、社会主義時代の遺産がなお現在も残っているのか、という課題を設定して、これに対する答えを探してみる。

具体的には、新旧の民事訴訟法を比較して、証拠の提出に関して当事者にこれを委ねる弁論主義と裁判所が積極的に証拠収集を行う職権探知主義の関係がどのように変わっているかを明らかにするとともに、処分権主義、訴状不受理などに関する規律の変化の有無を検討する。民事訴訟法の中に、行政事件訴訟、人事訴訟も規律されていて、それらに共通に適用される総則の中に弁論主義も定められていることが、ロシアにおける弁論主義のあり方にどのような影響を与えているのかについても分析する。さらに、実体法である民法において、裁判官の役割・位置づけが日本法とどのように異なっているのかについても考察してみたい。条文の比較だけでは、さして面白い結果が出そうにないので、裁判実務（裁判例や最高裁の「勧告」）を材料に、具体的にどのようなことが問題になっているのかにも触れたい。

3 事務局からの連絡

(1)研究会と懇親会への出欠（メールで連絡）

研究会と懇親会への出欠を、下記メールアドレスで島田までご返信願います。5月14日（土）までをお願いします。なお、懇親会の料金は例年のごとく、5000円程度を予定しています。

出欠連絡用メールアドレス:

(2) 会費の納入・会誌「社会体制と法」の発送

2011年度分の会費納入用振込用紙を同封しました。

研究会の会場では、会費の受領も会誌の配布も行ないません。郵便振替で会費を納入していただき、その後会誌を発送するという方式となります。会誌第12号は5月発行予定ですので、発行前に2011年度分の会費を納入された場合に限り、研究会前に会誌をお届けすることができます。発行日以降に納入の場合、研究会終了後に会誌の発送となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「社会体制と法」研究会事務局

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町
名古屋大学大学院・国際開発研究科 島田研究室気付